

# 仕様書

## 『合川庁舎 非常用発電機 制御機器・原動機器整備』

### 1 業務名称

合川庁舎 非常用発電機 制御機器・原動機器整備

### 2 業務場所

久留米市合川町2190番地3 上下水道部合川庁舎

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 対象機器の仕様等

◇品名 : 日立サンパワーディーゼル発電機 Q2SDE-115H

◇発電機 : 出力 122kVA (98kW)、電圧 220V、周波数 60Hz

◇エンジン : 出力 120kW、回転速度 1800min<sup>-1</sup>、ラジエータ式による冷却

※詳細は別紙図面を参照

### 5 業務内容

#### (1) 部品の交換及び整備

##### ①制御機器関連

◇自動電圧調整器 (AVR)

◇自動制御装置 (EAC7)

◇リレーユニット基盤

◇マグネットスイッチ (88H、5S)

##### ②原動機器関連

◇スタータ

◇停止ソレイド

◇潤滑油圧スイッチ

◇冷却水温度スイッチ

◇燃料噴射ポンプ (整備)

◇オーバーフローバルブ (整備)

◇燃料フィートポンプ (整備)

◇燃料噴射ノズル (整備)

#### (2) 交換に伴う関連業務

◇正常稼働検査

◇報告書作成

◇その他

## 6 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

## 7 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、乙は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

## 8 その他

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。